平成２６年（フ）第４８３２号
東京都江戸川区東葛西５丁目29―11―102
債務者　鷲尾　朋哉
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４８３３号
東京都大田区東六郷２丁目５―10―209
債務者　戸田　孝行
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４８４０号
神奈川県川崎市幸区小向西町４丁目86―201
債務者　島澤　　愛
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４８４２号
東京都足立区青井３丁目33―16
債務者　柄澤　笑子（旧姓竹田）
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４８４６号
千葉県柏市花野井712―107
債務者　吉留　　卓
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４８５０号
東京都台東区千束１丁目18―14―502
債務者　近藤多津子
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４８７５号
神奈川県座間市広野台１―42―36―102、住民票上の住所東京都町田市南つくし野１丁目11―１―101
債務者　鯨井　佳恵
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４８７６号
東京都港区元麻布１丁目５―５―201
債務者　越浦　行雄
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４８７８号
東京都板橋区大谷口北町85―１―705
債務者　山崎　貴志
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４８８４号
東京都新宿区中落合２丁目25―７―103
債務者　熊田　真也
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４８８７号
東京都八王子市中山493―16
債務者　戸屋　多恵
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４８８９号
東京都大田区西糀谷４丁目24―３―407
債務者　赤塚　　翔
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４８９２号
東京都江戸川区西一之江１丁目15―23
債務者　浅井由紀子
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４８９６号
東京都足立区竹の塚１丁目29―11―401
債務者　大西　秀宜
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４８９８号
東京都立川市羽衣町１丁目13―５―106
債務者　大川　奉宏
1　決定年月日時　平成26年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部